

平成26年度

宇都宮市子ども・子育て会議 第1回ひとり親部会

「課題7 ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実」

課題の総括

平成26年7月18日

宇都宮市子ども部子ども家庭課

背景

1 ひとり親家庭を取り巻く社会状況等

(1) ひとり親世帯数の増大

ア 全国のひとり親世帯数

(単位:万)

年度	H5	H10	H15	H18	H23
世帯数	94.7	111.8	139.9	139.2	146.1

(出典)厚生労働省「全国母子世帯等調査」

イ 母子世帯になった理由別 構成割合の推移

(単位:%)

年度	S53	S58	H5	H15	H23
死別	49.9	36.1	24.6	12.0	7.5
離婚	37.9	49.1	64.3	79.9	80.8

(出典)厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」

ウ 本市の児童扶養手当受給者数

(単位:人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
受給者	3,936	4,156	4,172	4,213	4,246

※平成22年度より父子家庭も対象

エ 本市の人口に占めるひとり親家庭の割合(H23年度)

※人口に占める児童扶養手当受給者の割合は、0.822%。
全国の割合は0.837%で、ほぼ同水準である。

ひとり親家庭は毎年増加している。昭和58年に離婚が死別を上回った以降、離婚の割合が高い。社会的に離婚に対する認識も変わりつつあり、今後もひとり親家庭は増加が見込まれる。

(2) 雇用の回復

ア 栃木県の有効求人倍率

(単位:倍)

年度	H22	H23	H24	H25	H26.4
倍率	0.50	0.61	0.79	0.86	0.98

(出典)栃木労働局職業安定部職業安定課提供資料

リーマンショック以降、毎年改善している。

(3) 子どもの貧困問題

- ひとり親世帯での貧困率50.8% (OECD加盟34か国中33位)
- 貧困の連鎖の問題

政府は法律に基づき大綱を定めるべく、子どもの貧困対策会議を実施。7月下旬大綱公表予定。

(4) 安倍内閣3本の矢の1つである成長戦略としての女性の就労支援

- 待機児童の解消
- 職場復帰・再就職の支援

国として女性の就業のための環境整備を行っている。

2 国のひとり親家庭支援策

①戦後に始まる母子家庭への施策

- S27 母子福祉資金貸付法 (福祉資金貸付, 母子相談員の設置)
- S36 児童扶養手当法 (現金給付)
- S39 母子福祉法 (現在の「母子及び寡婦福祉法」の基礎)
- S56 母子及び寡婦福祉法 (母子家庭に加え寡婦も支援対象)

②H15「母子及び寡婦福祉法」の改正による就業・自立に向けた総合的な支援(4本柱)

- 背景
- 離婚の増加に伴う母子家庭の増加
 - 就業率は高いが、収入や地位が不安定
 - 就業意欲が高い
 - 養育費確保の支援も必要

ア 就業支援

- ハローワーク等との連携
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 職業能力開発のための給付金支給

イ 子育て・生活支援

- 母子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣などによる子育て、生活支援
- 保育所の優先入所

ウ 養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費相談の推進

エ 経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金貸付

③父子家庭への拡大と就労支援策の充実強化

ア 父子家庭への拡大

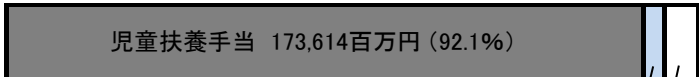
- H22 児童扶養手当
- H25 母子家庭等自立支援給付金事業
- H26 母子寡婦福祉資金貸付

イ 就労支援策の財源の国の当初予算化

- H25 高等技能訓練促進費等事業 (現高等職業訓練給付金等事業)
- H26 企業との連携による就労支援事業

戦後の死別母子家庭対策に始まった支援策は、平成15年に「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、その後、支援対象が父子家庭へ拡大され、財源の安定化が図られている。

<平成26年度母子寡婦等福祉対策関係予算案(厚生労働省)>



母子寡婦福祉貸付金 5,040百万円(2.7%)
ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進 9,912百万円(5.2%)

3 市のひとり親家庭支援策

①手当の支給

S37 児童扶養手当の支給

※当初は月額800円から始まり、物価の変動に合わせて、S50年:15,600円⇒H元年:35,100円⇒H15年:42,370円⇒H26年:41,020円と額の改定が行われている。
また、H20年度より、手当受給開始から5年等を経過した場合に、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない場合について、支給額の2分の1を支給停止とする措置を実施している。

S44以降 遺児手当、児童福祉手当等の支給

※女性が就労収入を得ることが困難な時代において、経済的に困窮している母子への支援策として、市単独扶助費の支給を開始した。
当初は2,000円、S50年に3,000円になった以降、手当月額は、変わらず一定の状況である。

②医療費の助成

S51 ひとり親家庭医療費助成制度(県補助)

③貸付

H8 母子寡婦福祉資金貸付 (中核市移行により、県から事務委譲)

+

④国の支援制度活用による就業・自立に向けた支援

H15 母子家庭等就業・自立支援センター事業 資格取得研修の実施, 就労, 養育費等の総合相談

H15 母子家庭等日常生活支援事業 一時的な生活援助や保育サービス

H16 自立支援教育訓練給付金事業 資格取得のための講座受講料の助成

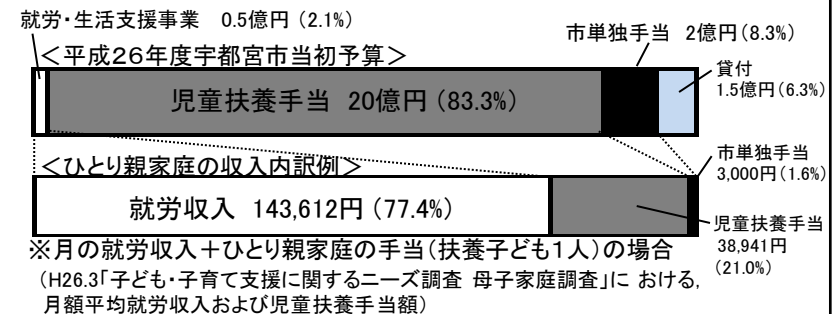
H16 高等職業訓練促進給付金等事業 専門的な資格取得のための修業期間中の生活費支援

H18 母子自立支援プログラム策定事業 母子自立支援員による支援策の提案

H23 企業との連携による就労支援事業 カウセリング, パソコン指導, 求人開拓等の総合的な就労支援

H25 生活保護受給者等就労自立促進事業 市役所1階みやハローワーク就労支援コーナーにおける就労相談

⑤現在の支援策 (次頁の一覧に続く)



現在の支援策一覧

就労	就業・転職	生活保護受給者等就労自立促進事業（市役所1階「みやハローワーク就労支援コーナー」における求人情報の紹介等）	ひとり親家庭向け
		企業との連携による就労支援事業（民間企業への業務委託によるカウンセリング、ビジネスマナー・パソコン指導、求人開拓等の総合的な支援）	一般向け
		母子自立支援プログラム策定事業（母子自立支援員による子育て状況や本人の希望を踏まえた支援策の提案）	
		一般市民向けの就職支援セミナー、キャリアカウンセリング	
		就職困難者雇用奨励制度（ひとり親家庭等の就職困難者を雇用した事業主への助成金）	
就労	資格取得	自立支援教育訓練給付金事業（パソコン、簿記、介護、語学等の講座受講料の20%を助成）	
		高等職業訓練促進給付金事業（看護師、介護福祉士、保育士等を目指す修業期間中に、生活支援として、月100,000円～70,500円を支給）	
		母子家庭等就業・自立支援センター事業（県ひとり親家庭福祉連合会への業務委託による介護職員初任者研修、Excel・Word入門研修）	
		一般市民向けの資格取得講座	
		DV被害者を対象とした就労支援のためのIT講座	
総合相談		ハローワークによる求職者支援制度（職業訓練受講給付金）	
		母子家庭等就業・自立支援センター事業（県ひとり親家庭福祉連合会への業務委託による就労相談、弁護士による専門相談、養育費相談）	
		市女性相談所（カウンセリング、弁護士相談）	
子育て		とちぎ男女共同参画センター（就労相談、弁護士相談）	
		母子家庭等日常生活支援事業（市母子連への業務委託による就職活動等における一時的な生活援助や保育サービス）	
		保育所（入所の際の福祉的配慮）	
		ファミリーサポートセンター事業 利用料700円～800円/時間	
手当	自立 福祉	病児病後児保育事業 利用料2,500円/日（生活保護・非課税世帯は無料）	
		児童扶養手当（国の手当） 支給月額（第1子分）41,020円～9,680円	
		市単独手当等： 遺児手当，児童福祉手当，母子家庭等児童入学祝金，母子家庭等援護費 （児童1人3,000円/月） （15,000円/人） （15,000円/年）	
貸付		ひとり親家庭医療費助成制度（保険診療自己負担額について、医療機関・診療月毎に500円を引いた額を助成）	
貸付		母子寡婦福祉資金貸付（子どもの高校・大学の学費の資金、生活資金等の貸付）	

子の年齢→

6歳

15歳

18歳

20歳

国の支援制度や関係機関の事業の活用などにより、就業・自立に向けた総合的な支援を実施している。

主な取組内容と進捗状況

ひとり親家庭等の就労による自立を支援するため、平成23年度より就労支援のノウハウを持った企業との連携による就業支援に取り組んでおり、就労に対する相談から職業紹介、職業訓練、就職活動支援、就職後のフォローまで一貫した支援を行っている。また、平成25年度より、ハローワークと組織的な連携を図った「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施しており、母子自立支援員とハローワーク職員が連携した支援を行っている。

就労支援の他、養育費相談・弁護士による専門相談等の総合相談や母子家庭等日常生活支援事業による家事・育児支援、手当の支給や貸付等、ひとり親家庭の自立に向け、総合的な支援を行っている。

<主な取組>

就業・ 転職	<p><u>生活保護受給者等就労自立促進事業</u> 【概要】市役所1階「みやハローワーク就労支援コーナー」にて求人情報の紹介を行う。 【支援者数】H25:45人 【就労者数】H25:16人 (H25.7～事業開始)</p>	<p>【支援者数合計】H25:185人 【就労者数合計】H25:68人</p>	↗
	<p><u>企業との連携による就労支援事業</u> 【概要】カウンセリング、研修、求人情報の紹介等の総合的な支援を行う。(民間企業への業務委託) 【支援者数】H23:124人 ⇒ H25:140人 【就労者数】H23:62人 ⇒ H25:52人 (H23年度～事業開始)</p>		
	就労	<p><u>自立支援教育訓練給付金事業</u> 【概要】指定された教育訓練の受講料の20%に相当する額を支給する。 【支給件数】H21:9件 ⇒ H25:5件</p> <p><u>高等職業訓練促進給付金等事業</u> 【概要】看護師、保育士、介護福祉士等専門的な資格が取得できるよう、給付金を支給する。 【支給件数】H21:31件 ⇒ H25:32件</p>	<p>【支給件数合計】 H21:40件 ⇒ H25:37件</p>
	<p><u>母子家庭等就業・自立支援センター事業</u> 【概要】就業相談や介護職員初任者研修・Excel・Word入門研修等の就業支援講習会の実施等、一貫した就業・自立支援を行う。(県ひとり親家庭福祉連合会への業務委託) 【介護職員初任者研修修了者数】H21:14人 ⇒ H25:6人</p>		↘
総合 相談	<p><u>母子家庭等就業・自立支援センター事業</u> 【概要】就業相談や養育費相談・弁護士による専門相談等、一貫した就業・自立支援を行う。(県ひとり親家庭福祉連合会への業務委託) 【相談件数】H21:226件 ⇒ H25:110件</p>		↘
子育て	<p><u>母子家庭等日常生活支援事業</u> 【概要】就職活動等の緊急時に、家庭生活支援員を派遣し、家事・育児の支援を行う。(市母子寡婦福祉連合会への業務委託) 【派遣日数】H21:26日 ⇒ H25:133日</p>		↗
手当	<p><u>児童扶養手当(国の手当)</u> 【概要】児童扶養手当法に基づいて手当を支給する。 【受給者数・支給額】H21:3,936人・1,812,317千円 ⇒ H25:4,246人・2,004,729千円</p>		↗
	<p><u>市単独手当等(遺児手当・児童福祉手当・母子家庭等児童入学祝金・母子家庭等援護費)</u> 【支給児童数(遺児手当+児童福祉手当)】H21:3,996人 ⇒ H25:4,121人 【支給額合計】H21:193,584千円 ⇒ H25:200,649千円</p>		→
貸付	<p><u>母子寡婦福祉資金貸付</u> 【概要】技能取得資金や児童の就学資金等を無利子または低利で貸付ける。 【貸付件数】H21:206件 ⇒ H25:261件</p>		↗

「ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実」 3つの課題の総括①

現状・市民ニーズ

ニーズ調査

①現在の就業状況(母子家庭)
 ・ 母子家庭全体 「常勤」40%、「臨時・パート」34%
 ・ 小学校入学前の子を持つ母子家庭 「常勤」23%、「臨時・パート」44%で、臨時・パート割合が高い

②現在の収入状況
 【年間総収入】 母子家庭は約7割、父子家庭は約6割が、年間総収入300万円以下
 【年間就労収入】・ 200万円未満の世帯の割合が母子家庭全体では55.7%
 ・ 小学校入学前の子を持つ母子家庭では、70.6%を占める。

③ひとり親家庭になったのを機に転職をした 母子家庭51%、父子家庭35%

④就業中のうち、転職を希望する人
 母子家庭全体40%(小学校入学前の子がいる世帯は50%)、父子家庭30%

⑤未就業のうち、就職を希望する人
 母子家庭全体89%(うち、就学前の子がいる世帯では100%)

⑥求職活動をした際の主な問題点について
 「必要な資格や技術を持っていなかった」 母子家庭32.8%、父子家庭32.3%

⑦仕事を続ける(仕事に就く)上で、今後とりたと思っている資格や技術(母子家庭)
 「パソコン」37.3%、「医療事務」21.0%、「外国語」11.8%、「介護福祉士」・「簿記」11.1%

⑧ひとり親になった年齢 (厚生労働省「平成23年度全国母子世帯等調査」)
 20~30代が全体の7割を占めている。【平均】母子家庭:33.0歳、父子家庭:38.5歳

⑨企業から求められる人材 (子ども家庭課によるハローワークや人材派遣会社への聞き取り調査)
 ニーズが高い事務職に就くためには、これまでの経験やコミュニケーション力が求められることのほか、MO S(マイクロソフトオフィススペシャリスト)、WEB作成、簿記、電話対応力等の資格やスキルが有効である。

⑩採用のための支援 (子ども家庭課によるハローワークや人材派遣会社への聞き取り調査)
 企業と応募者のマッチングのためには、条件等についての交渉が必要になる。これにより、求人票の条件に満たない場合においても、採用となることもある。

⑪年齢階級別常用労働者の有効求人倍率(24年度) (総務省統計局「年齢階級別常用労働者の有効求人倍率」)
 25~29歳:0.97, 30~34歳:1.00, 35~39歳:0.91, 40~44歳:0.88
 (30~34歳を1.00とする)

⑫シングルマザーの求職期間
 (労働政策研究報告書「シングルマザーの就業と自立」労働政策研究・研修機構, 2012年)
 ・ 平均3.6ヶ月
 ・ 母子家庭となった後5年以上経過しても、経済的自立度に有意な影響を与えない、又は自立にマイナスの影響を与える。

⑬児童福祉手当受給者の市民税所得割課税による支給停止までの期間 (子ども家庭課調べ)
 ・ 3年未満:67%(5年未満は80%)
 ・ 5年以上の受給者(全体の20%)のうち、約半数が生活保護受給者と見込まれる。
 ・ ニーズ調査では、「病気・障がい等で就労困難」な方は、全体の約3.5%
 (未就業者のうち、病気で働けない方の割合)

その他調査

課題(1)

ひとり親家庭の生活基盤の安定のための「就労支援」の充実

1 早期の就労に結びつく支援

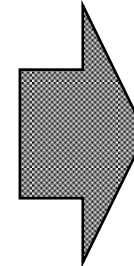
ひとり親になったことを機に転職した人が多く、また現時点でも転職・就職を希望する人は多い。
 ひとり親になった年齢の7割を占める20~30代は、求人倍率が高く就労に有利である。
 現状では、ひとり親となった後、一定の収入を得るようになるまでに3~5年を要している。
 企業が求めるコミュニケーション力や経験を積むため、また、将来の子どもの学費などに備え、早めに就労活動を行うことが有効かつ必要と考えられる。

2 就労に有効なスキル・資格取得の支援

求職活動の際の問題として、資格や技術がなかったことを挙げる人が多く、仕事をするうえで「資格をとりたい」というニーズも多い。
 また、雇用側も資格・スキルがあることが就労へのプラス要因としており、専門的な資格・スキルがあることで、安定した就労・収入を得ることができると見込まれる。

3 マッチング支援

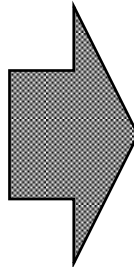
ひとり親家庭は、勤務時間など就労条件に制約があるため、雇用側と応募者との条件が合わず、就労に結びつかないケースが多い。
 そのため、それぞれの条件を調整し、すり合わせて就労に結びつける支援が有効であると考えられる。



「ひとり親家庭等の自立に向けた支援の充実」 3つの課題の総括②

現状・市民ニーズ

ニーズ調査	①ひとり親家庭になった当時困ったこと
	②仕事からの帰宅時間
	③求職活動をした際の主な問題点について
	④仕事と子育ての両立に関する悩み
	⑤子どもが病気になったとき世話をする人
	⑥子育てに関する希望策について
その他調査	⑦学校種別学習費総額(年間) (文部科学省「平成24年度子供の学習費調査」)
	⑧子どもが病気になったときの対応
ニーズ調査	①相談や情報提供に関して希望する支援策



課題(2)

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立のための「子育てや生活面での支援」の充実

1 子どもの成長に合わせた生活面での支援

子育てと仕事の両立に関して、疲れており、子どもへの時間がなかなか取れないことや、教育面での悩みが特に多い。

2 就職活動時や就労時等の子育て支援

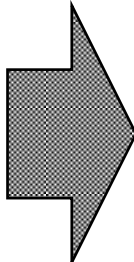
子どもがいることが採用時のチェック事項になることや、就業後も子どもの急病時の対応に悩んでいる人が多い。

課題(3)

ひとり親家庭への支援策の利用促進のための相談機能の充実や情報提供等の取組の推進

1 総合的に相談できる場所の整備

2 様々な場面での情報提供



「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」施策体系

